

## 認可保育施設の保育料の第2子減免の対象拡大について

0～2歳児の認可保育施設の保育料について、令和5年10月分から、多子世帯の同時在園の場合に適用される第2子減免に係る第1子の入所条件に、認可外保育施設が加わります。

これにより、第1子が認可外保育施設を利用している場合（月ぎめ契約に限ります。）、認可保育施設を利用している第2子の保育料について、令和5年10月分からは、保育料の全額又は半額が免除されます。なお、第1子が企業主導型保育施設に通っている場合は、既に第2子の保育料は減免されているため、令和5年10月分からの変更はありません。

減免には、第1子の在籍証明書の提出が必要（既に提出している場合は不要。）です。詳しくはこども保育教育課へお問い合わせください。

	世帯事例1	世帯事例2	世帯事例3	世帯事例4	世帯事例5
6～18歳					
3～5歳	 認可外保育施設利用 (月ぎめ契約に限る。)	 認可保育施設利用 【保育料は0円】			
0～2歳	 認可保育施設利用 ～9月分【減免対象外】 ↓ 10月分～【半額免除】	 認可保育施設利用 【半額免除】 (変更なし)	 認可外保育施設利用 (月ぎめ契約に限る。)  認可保育施設利用 ～9月分【減免対象外】 ↓ 10月分～【全額免除】	 認可保育施設利用  認可保育施設利用 【全額免除】 (変更なし)	 認可保育施設利用 【減免対象外】 (変更なし)

《お問合せ》  
高松市こども保育教育課  
Tel：087-839-2358